

屋外広告物講習会開催案内

長野県建設部都市・まちづくり課
長野市都市整備部まちづくり課
松本市建設部都市計画課

長野県内で屋外広告業を営む方は、屋外広告物条例の規定により、長野県知事、長野市長又は松本市長（各市内において屋外広告業を営む場合）の登録を受けるとともに、営業所ごとにこの講習会の修了者などの一定の資格を有する者を、業務主任者として置くことが義務付けられています。

つきましては、これから屋外広告業を営もうとする方、営業所の業務主任者になろうとする方などは、下記の講習会を受講してください。

記

- 1 日 時 令和 8 年 11 月 13 日（金） 午前 9 時 30 分から午後 5 時 10 分まで
- 2 場 所 「Mウイング 3 階 中会議室 3-1 及び大会議室 3-2」
長野県松本市中央 1 丁目 18-1 ※案内図をご確認ください

3 講習科目及び時間

科 目	時 間	時間数
（受 付）	（ 9:00～9:30）	—
屋外広告物の法令に関する事項	9:30～12:00	2 時間 30 分
（昼食休憩）	（12:00～13:00）	—
屋外広告物の表示の方法に関する事項	13:00～15:00	2 時間
（休憩）	（15:00～15:10）	—
屋外広告物の施工に関する事項	15:10～17:10	2 時間

※受付時は混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。

4 講習会の一部免除

講習会を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であることを証する書面の写し（コピー）を受講申込みの際に提出したときは、3 の講習科目のうち「屋外広告物の施工に関する事項」の受講を免除します。

- (1) 建築士法第 2 条第 1 項に規定する建築士の資格を有する方
- (2) 電気工事士法第 2 条第 4 項に規定する電気工事士の資格を有する方
- (3) 電気事業法第 44 条第 1 項に規定する第 1 種電気主任技術者免状、第 2 種電気主任技術者免状又は第 3 種電気主任技術者免状の交付を受けている方
- (4) 職業能力開発促進法の規定に基づく帆布製品製造に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者

5 受講する必要のない方

次の資格を有する方は、講習会修了者と同等以上の知識を有する者として、受講の必要はありません。

- (1) 職業能力開発促進法の規定に基づく広告美術に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者及び職業訓練修了者
- (2) 屋外広告士

6 受講の手続等

- (1) 提出書類
 - ア 屋外広告物講習会受講申込書（以下「申込書」という。）
 - イ 写真（申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身の縦 5 センチメートル、横 4 センチメートルのものを申込書の写真添付欄に貼ること。）
 - ウ 4 の免除を受けようとする者にあつては、4 に規定する書類の写し
 - エ 郵送で申込みをする場合には、110 円切手を貼った宛先明記の返信用の封筒

- (2) 申込書の用紙の交付場所及び提出先
9に示す「申込書の用紙の交付場所、提出先一覧」のとおり。
申込書の様式は、長野県のホームページからもダウンロードできます。
<URL> <http://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/sumai/kokoku/koshukai.html>
- (3) 申込みの受付期間
令和8年9月1日（火）から10月13日（火）まで（消印有効）

7 当日持参いただくもの

- (1) 株ぎょうせい発行の「屋外広告の知識」（設計・施工編は必須）
講習会当日の販売について、ご希望の方は、申込書の該当欄に○印を記入願います。
セット（法令、デザイン、設計・施工） 7,100円（税込）
設計・施工編<第四次改訂版>のみ 2,500円（税込）
上記の他、法令編<第五次改訂版>2,700円（税込）、事例集3,400円（税込）の販売もございます。
- (2) 受講票
受付期間終了後、同封いただく返信用封筒により返送します。

8 受講料の支払いについて

受講料 3,500円

※長野県へ申し込んだ場合は、申込書の郵送と同時に、下記URLのながの電子申請サービスから受講料納付の申込みも行ってください。申込書の内容を確認後、受講料のお支払いに関するご案内メールを送付いたします。

<URL> https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=76429

※講習科目の一部を免除される場合でも受講料は同額です。

※長野市長又は松本市長あてに申し込んだ場合は、当日受付時に現金で納付してください。

9 その他

- (1) 講習会修了証書は、講習会終了後に講習会場において交付する予定です。
なお、各講習科目について、遅刻、早退又は中座をした場合は、講習科目をすべて受講したこととは認められず、修了証書を交付できませんので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 会場の駐車場が限られているため、お車でのお越しはなるべく御遠慮ください。
- (3) 昼食は各自で御用意ください。

10 申込書の用紙の交付場所、提出先一覧

- ◇ 長野県建設部都市・まちづくり課景観係（原則郵送受付）
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692番地2 電話（直通）（026）235-7348
- ◇ 長野市都市整備部まちづくり課景観広告担当
〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話（直通）（026）224-7179
- ◇ 松本市建設部都市計画課景観担当
〒390-8620 松本市丸の内3番7号 電話（直通）（0263）34-3015